

狹山市議会議員政治倫理審査会記録（第1日）

- ◇開催日時 令和7年3月28日（金曜日）
- ◇開催場所 第1委員会室
- ◇付託事件 千葉良秋議員の倫理規範に反する行為の存否についての審査の請求

午前 9時00分開会・開議

◇出席委員 8名

広 山 清 志 委 員 長
笹 本 英 輔 委 員
内 藤 光 雄 委 員
町 田 昌 弘 委 員

大 沢 えみ子 副委員長
田 中 寿 夫 委 員
福 田 正 委 員
金 子 広 和 委 員

◇欠席委員 な し

◇審査会に出席した事務局職員

中 島 由 夏 事務局次長
増 田 哲 也 事務局主査

小 川 啓 寿 事務局主幹

午前 9時03分開会・開議

委員長の互選

開議のあと、年長の田中委員が臨時委員長を務める。

田中臨時委員長が、委員長の互選の方法について意見を求めたところ、笹本英輔委員から指名推選との意見があり、諮った結果、異議なく決定した。

笹本英輔委員から広山清志委員の指名があり、諮った結果、異議なく、広山清志委員が委員長に当選した。

副委員長の互選

広山清志委員長が、副委員長の互選の方法について意見を求めたところ、笹本英輔委員から指名推選との意見があり、諮った結果、異議なく決定した。

笹本英輔委員から大沢えみ子委員の指名があり、諮った結果、異議なく、大沢えみ子委員が副委員長に当選した。

審査会の運営等について

審査会の運営等について、順に確認をする。

審査会の公開・非公開について、本日の会議は公開するということで諮った結果、異議なく、本日の会議は公開することに決定した。

なお、審査を進めていく中で、委員から非公開とすべきとの意見が出され、これに3分の2以上の同意があった場合には、その時点から非公開とすることもある。その場合、傍聴人には速やかに退場いただくことになる。

傍聴の取扱いについて、狭山市議会傍聴規則、同取扱基準及び委員会の会議の公開に伴う傍聴の取扱いについてを準用するということで諮った結果、異議なく、傍聴の取扱いについては、狭山市議会傍聴規則等を準用することに決定した。

審査会で使用する資料の取扱いについて、常任委員会と同様、閲覧用は用意するが、配付は行わないということで諮った結果、異議なく、資料の取扱いについては、常任委員会と同様、閲覧用は用意するが、配付は行わないことに決定した。

審査会の記録の取扱いについて、委員会記録に準じて作成することで諮った結果、異議なく、委員会記録に準ずることに決定した。

報道機関の対応について、正副委員長が対応するということで諮った結果、異議なく、報道機関からの取材については正副委員長が対応することに決定した。

審査請求をした議員への調査について

意 見

○金子広和委員 今回、かなりの重い内容だというふうに私も受け止めていますけれども、回数的に何回ぐらいかかるかというのは今の段階では分からないという状況の中では、請求の内容を見る限りは、コンパクトにまとめられていて、私的には分かりやすいかなという意識はあります。

であれば、今回は請求者に対して、正副委員長のほうで、ある程度その辺のところは確認をしてもらうということで時間の短縮にもなるでしょうし、私的にはここに呼んで話をしてもらうというよりは、もう正副委員長であらかじめ決めたものを聞いていただいたほうが、スムーズにいくのかなと思いますので提案します。

○内藤光雄委員 今回の政倫審開催に当たっては、やはり3名の方から申出があつて、このようになっておりますし、私が3名の方から得た資料を読みましたが、内容についてももう少し詳しく3人の意思なり、考え方なり、詳しく聞く必要があると思っていますので、ぜひとも3人の方は会に出ていただいて、事情についてお聞きしたいというところが必要だというふうに思います。

○笹本英輔委員 私は内藤委員と同じ観点で、いわゆる一般的な委員会での動議ですと2名ですとか、請願でも2名以上ということになっておりますが、今回3名ということでございまして、それぞれの議員さんたちの観点ですとか、お話の内容の捉え方とか、考え方、おありになるかと思いますし、金子委員ご指摘のとおり、内容はまとまっております、私もよく分かるということについては同意をするんですが、内藤委員ご指摘のとおり、もう少しそれぞれの観点で、詳細にお話をいただきたいなというようなところで、お話をいただきたく、私もこの3名の提出者の皆さんについては、お話もう少しお聞きしたいというふうに考えてございます。以上です。

○金子広和委員 この後で日程が多分決まっていくと思うんです。あくまでも、私のこの前の代表者会議の中での感覚では、週に1回ぐらいのイメージで行うような感覚では受けているので、そうすると結構タイトになるような場合で、3名が日程的に調整ができないことも必ずあると思うんですよ。絶対にその日に空けなきゃいけないとか、1か月後とか2か月後でなく、極端なことを言えば、来週のいつ来てくださいというような話になった場合に、その場合に強制的に来させるということではできるのかどうかというのがありますので、そこは検討していただきたいなというふうに言っておきます。

○大沢えみ子委員 恐れ入ります事務局のほうで確認をいただければと思うんですが、こうした審査

請求を行った場合に、複数名、3名以上の連記ということでの審査会自体の請求はあるんですが、こういう場合にどなたか1名、代表等々、そういった形での出席、あるいはその都度説明の議員が変わる、要は代表が変わって出席をするということについては、審査会の運営上、問題がある、なし、そういった程度のそのあたりの情報というのは何かございましたら、ご説明お願いしたいんですが。

- 事務局次長 狭山市議会におきましては、倫理規程にのっとりこのような審査会を開催するのは初めてでございますので、そのあたりにつきましても委員の皆様でご判断いただきまして、ご対応いただけたらと考えております。以上でございます。

○大沢えみ子委員 分かりました。

そうしますと、いわゆるそういったことについて駄目だという規定はないという認識だというふうに捉えております。そうした点では、日程等々の調査もありますので、3名全員必ずそろう必要があるのかどうか、申出の趣旨が分かればいいというところでは、場合によっては請求者の3名の方からの同意の上で、どなたかを派遣していただくという方法ということも一つかなというふうに考えますので、私のほうから提案をさせていただければと思います。

○内藤光雄委員 今、大沢委員のほうから出た話も結果としてやむを得ないということはあるんだと思うんですけども、私としては政治倫理審査会、狭山市議会としては非常に重い審査会といいですか、一個人に対していろんな調査をしていくわけですから、それに対して3名の提出者はいろんなことを考えて、こういう会を開いてくれということで請求したわけでありまして、3名の方それぞれ全てに請求した責任があると思うんですよ。

だから、この会から参加を求められれば、責任を果たす意味で出席する私は義務があると思います。その上で、ただ日程的にどうしても都合がつかないであるとか、場合によっては体調が優れないということもあるでしょうから、その場合はきちんと委員長なり、もしくは議長に言って出席できない旨を明らかにして欠席をするということが必要ではないかなというふうに思います。以上です。

○金子広和委員 今の内藤委員の言うことも一理分かるんですけども、今回、請求をするに当たって、請求に関しては、3名以上というふうな形で捉えているわけですね。今回はたまたま3名でしたけれども、これが今回は、次回とか、次のことを考えたときに、前例として全員を呼んでやらなきゃいけないという場合に、仮に10名とか、15名が署名したら、全員呼んでずらっとやれという話になるということは、今の話だとそういうような話にも受け取れるわけですね。

ですから、内藤委員のことも分かるんですけども、そこは聞いていただきながら、日程の調整もある中で、内藤委員も言ってくれていたのも、来られない理由を明らかにしてということで、し

ようがないのかなと思いますけれども、一応私のほうとしても全員が必ず出席しなきゃいけないということに関しては、ここで完全に決めることはないかなというふうに思っています。

○広山清志委員長 先ほどありましたけれども、大沢委員からもありましたけれども、必ず全員というわけでは必要はないと思いますので、代表者でも大丈夫と思われるので、そこは調整は可能だと思われます。

○田中寿夫委員 私は、こちらにいる委員の皆さんは事前にいろんなことを調べながら議会に出席しているのと同じように、いろんな調査に関しても真剣にやっておられる。そういうふうなことを考えたときに、請求したのは確かに議員ですけれども、市民のほうから来た声を取り上げてやっているわけですから、一から十まで全て分かってやっているわけじゃないです。

そんな意味で、とにかく今まで私が出ているこの内容の中で、まず問題とすべき点はどういうところかなということを先に進めていったらどうか。その中で、最終的にこういうことが問題だということであれば、それに対して細かい内容を審査するような形にしたらどうか。

請求を出した方たちはある程度のことは分かっているわけですから、呼ばれたら出てくるといような形でやる必要があるかなというふうに考えますけれども。

○広山清志委員長 ちょっと確認です。それは聞き取りをしないで、まず方向を考えるというふうに今、聞こえたんですけれども、それはこの3名ではなくて、ほかの方に対しても、これから進めるんですけれども、審査請求をした方だけではなく、対象議員の聞き取りとか、関係者の調査というのもこれから諮らうと思うんです。それをしないで、あらかじめ一旦打ち合わせをするというふうに聞こえたんですけれども、確認です。

○田中寿夫委員 こちらの審査請求の内容に沿って、一旦審査会の中で話し合った上で、どういう方向に進めていくかというふうに決めるのが妥当だと思います。

(休憩)

○広山清志委員長 ちょっと全体の進め方について、まず、審査請求をした議員についての話は一旦ちょっとここで置いておきまして、こちらとしては、まず、それぞれの方に話を聞いて、その中でそれで審査をするという形で、審査ですので、まずおっしゃったそれぞれの該当する方におっしゃった内容を聞いてから審査をするというふうなのが審査で、内容は存否と先ほど申し上げましたけれども、それが本当にあったことなのか、それで正しいのかということを審査しますので、まず題材として皆さんから言ったことを受けないと、存否の判断ができないと思うので、手順としては先にお聞きするという形で組み立てております。

(休憩)

○内藤光雄委員 これまでの流れの話でありますけれども、今、この審査会が開催された根本的な理由については、3名の方から請求があって、それを議長が認めてこの会が成立していますので、こ

の後この中でいろんなことを審査するんですけれども、まずは審査するに当たって、問題点とか課題を整理しなきゃいけないんですけれども、整理する上でも提出者の3名のほうからより詳しい話を聞いて、何が問題なんだとか、何が課題なんだとか、何を求めているんだというところをきちんと決めてから、その後に審査に進まないと、途中で審査進めている中で、これもともと何だっけという、根本的なものがずれる可能性があるので、やはり提出者からは話を一旦聞くのが第一だと思います。

先ほど言いましたけれども、基本この3名は責任があって、説明する義務があると思いますけれども、必要に応じて、それは代表であったり、後は何らかの理由で出られないこともあるので、それは出られない理由を明確にして、誰かしら来ていただければ、その方が代表という形でいいと思っていますので、基本的にはやっぱり責任と義務があるというふうに思っています。

そこから進めていただいたほうが、その後我々審査会の中で何をやるんですかとか、何が課題なんですかというのが、明確になってくるんじゃないかと思いますので、発言させていただきました。以上です。

○田中寿夫委員 私が申し上げたのは、審査請求に名前連ねた議員さんが全員そろって出てくるという以前に、何をこちらで審査したいのかというような内容を通知する必要があると思うんですよ。来て、突然聞かれても答えられない部分もありますから、そのためには事前に1回審査会の中で、こういう検討については質問しようという理解を深めた上で、通知をした上で参加していただくと。そうすると参加するにも答え準備できますから、全く準備が整わない中でここに来て、突然言われても答えられないというケースもあるじゃないですか。その辺も少し考えるべきじゃないかなというふうに思ったわけです。

○広山清志委員長 それは方法についてということで、呼んで話を聞く分には別に構わないということでもよろしいですか。

○広山清志委員長 今、お話あったとおり、ご意見ありましたけれども、まず審査請求をした議員3人に対して、3人そろわなくても先ほどの話では結構ですので、3人、もしくは代表でもいいんですけれども、その方への事情聴取を行うことと、それから聴取内容、先ほどおっしゃった聴取内容について、それから今のところお呼びしたほうがスムーズにいくというふうに、私は考えてはいるんですけれども、これについてはご意見ありますか。

○金子広和委員 先ほどから言っていますけれども、日程がタイトなんで、仮に3名のうち、仮に代表者1名だけしか来られないとかいうこともあるかもしれませんし、田中委員が言っているような話の中では、内藤委員が細かいところをちょっと確認したいということを先ほどから何度もおし

やっているんで、場合によってはその分だけ正副のほうで先に確認を取って、こういう内容をやりたいと。ただ、それでも本人に直接聞きたいというときに呼ぶとか、そういう方法もあるのかなというふうに確かに思うんですよ。

初めから審査の請求者を呼んで、どうしてこうなんだというのから入るのか、それか、これを出した上で確認したいことがあれば、それを言ってもらって、それでもまだ分からないんだなということもあると思いますから、その辺のところで、場合によっては日程的に3名が来られないなんていうこともゼロじゃないと思うんですよ。そうしたときに、そういうようなことも一応、来られなかった場合にはこちらで確認を取って、それを次の機会に持っていきますよという話もしておかないと、恐らく次に3名とも何らかのしっかりした理由で来られないとなったとき、日程をずらさなきゃいけないということもあり得るので、その辺のところも少し含みを入れておいたほうがいいかなというふうには思いますけれども。

○内藤光雄委員 今回の件は、3名から提出されて、その後、議長からの招集があって代表者会議をかけている中身も承知していますけれども、今、金子委員のほうから何度となくタイトで、タイトでという言葉がありますけれども、事の重要性とかでいったら、ゆっくりやる必要はないと思っていますけれども、期限を決めてここまでにやらなきゃいけないとか、期限を決めてここまでに結果を出さなきゃいけないというものではないと思っているんです。なので、それはある程度スピード感をもって進めていかなくてはいけないと思っていますけれども、必要に応じて必要な方を呼んで、必要な話を聞かなきゃいけないときは、その方の日程なりも調整しながら、多少時間がかかっても来ていただく日程を整理していかなきゃいけない。

特に、我々8名の委員だって、いろんな予定が入っている中で日程を合わせるのは大変だと思うんです。その中で、タイトな日程で早くやらなきゃいけないから、1名欠員だから進めるとか、そういうことはあってはならないと思うんですよ。

なので、スピード感を意識する必要があるけれども、あまりそんなにタイト感を意識していくと、本来の審査でやるべき中身が薄くなってしまうんじゃないかなというふうに思いますので、ご一考いただければと思います。以上です。

○広山清志委員長 日程については、何日か候補を上げていますので、入替えとか、それは可能ですので、タイトだからというのはちょっと確かに若干厳しいのかな、それを理由にするのは。あとは、ご本人とのスケジュール調整は可能ですので、それも先ほどあったように必ず3名がというわけではありませんので、調整は、そこは可能かなと自分は思っています。

○金子広和委員 私が先ほど来言っているのは、前回の代表者会議の中で議長からも1週間に1回程

度でどうですかという話があったので、かなり1週間に1回だと、内藤委員がおっしゃるようにこれら8名集まるのがタイトだし、来てもらうのも1週間後の話で来てくださって言って、大丈夫ですよとなるのが全員そろうかというところがタイトですよという話をしていますから、それが若干2週間後、3週間後とか、その辺もできるのであれば、その辺は解除できるのかなというふうに思いますから。

○広山清志委員長 その辺は調整します。

あと、もう一つは正副委員長で請求者と話をするというのはあるんですけども、今回こういう場でやはりそういう意見を聞いて、皆さんがそれを公開して情報を共有するという目的もございますので、できれば皆さん、情報をどういうふうにこの件について請求をしようとしたのか、どういうことを審査してほしいのかというのを聞けるのも、この平場で聞けるのがいいのかなと、私は思っております。

○広山清志委員長 では、ちょっとまとめますと、今、審査請求をした議員の3名の方、必ずここは3名そろわなくても構いません、代表者1名でも構いませんので、その方について事情聴取を行う。事情聴取につきましては、あらかじめこういうことを聞くべきだという内容も確定してから、本人にお伝えするという形なんですけれども、ここまではいいんですけれども、内容について、こちらについて何かご意見ございますでしょうか。

○大沢えみ子委員 皆様のご意見の中で、とにかく請求をしてきた方に何らかの形で話を聞こうということまでは合意はされたかというふうに思っております。

この間、委員会等で行われる請願の審査の場合には、まず趣旨説明を請願者の方からしていただくというような形があると思うんです。イメージとしてはそれと似ているかなというふうに思っていて、まず請求をされた方がどういった思いで出されたのかということについては、お聞きをするというようなところになると思います。請願の審査等の場合には、当然その場での質疑応答ということが行われるわけなんですけれども、そういったところの際に、現時点で、本日付で、18日付で出されている請求書の内容というのは、皆様のお手元に渡っているというふうに思っているんですけれども、それをまず、すみません、読み上げもまだしておりませんので、その内容をまず読み上げていただき、趣旨を説明していただくということが一つ。

その上で、現時点で出されている請求文についてご確認を請求者の皆様にしておきたい点というのが、現時点でありましたら、皆様からいただければということです。それは、ここの出た意見を請求者の皆様にお伝えをして、少なくともこの点については皆様にお越しいただいたときに、委員から聞きたいというふうに出ていますということでお伝えをしていきたいというふうに思っているんですけれども、現時点でご意見等々がありましたら、この場でお出しいただけたら助かるかなと

思うんですが、いかがでしょうか。

○内藤光雄委員 3名から出た審査の請求書については、A4の両面の記載がされている中で、参考資料①と参考資料②ということで、文章としての記載がありますけれども、これも含めて、こちらから要求するものは全てではないんですけれども、まず請求に当たって裏づけとなる資料と開示できるものがあれば、全てこれは審査会に開示をしていただきたい。例えば、ここに書いてあるSNSの文章ということがありますが、これも当然事実なり、証拠をつかんで請求に至っていると思われるので、その内容について開示をしていただきたい。

それと、参考資料①、参考資料②ということでありますけれども、これも以前の代表者会議で確認したら抜粋だということで、議長から話がありましたので、原本全て証拠資料ということで、3名の方がそれに基づいて請求を起しているということの原本、原文を提出をいただきたいというふうに思います。取り急ぎ以上です。

○金子広和委員 ちょっと先に今の話、内藤委員から出たのであれですけども、その後のところで、一応資料の請求のところでは、それを提供しようということで、今、言われたものはこちらのほうからも、要は資料請求をお願いしようかなということを言おうと思っていたところなので、要はこの請求者のほうに確認を取ったところ、これは用意できるという話があったので大丈夫だと思います。

○内藤光雄委員 ちょっと私、今、混乱をしているんですけども、私はそういうふうに委員長からあったので、今現時点で欲しいものはこうだということと言ったんですけども、金子委員はどういう立ち位置なんですか。あなたは、議員はこの審査会の委員ですよね。この請求提出者の一員じゃないんだから、ちょっと発言については注意をしてもらったほうがいいと思うんで、ちょっと委員長、よろしくお願いします。

○広山清志委員長 我々、審査する委員ですので、用意できますとか、そういう話ではなくて、それに基づき審査する側ですので、今後気をつけていただければ。

○金子広和委員 用意できますというのは、こちらもそれを頼んでおいたので、次のところには対象、関係者ですか、関係者のところでそれをこちらから一応言おうと思っていたので、確認したところを先に請求されたので、一応それに対しては前もってこちらで確認したところ、できますよという話だった。

(休憩)

○広山清志委員長 今、ありましたとおり、先ほど審査請求の中で資料①、②の内容、それからどこ

からというところと、実際に資料の提出をお願いするということと、先ほど副委員長からありましたけれども、まず、もともとこれを先ほど読み上げてもないので読み上げと、請求者の方に趣旨を説明していただくという形で、今、まとまっていると思います。

ほかに、聴取内容についてございますでしょうか。よろしいですかね。

分かりました。では、聴取内容については、先ほど申し上げた内容をご本人というか、この議員の方にお伝えして、用意していただくようお願いしたいと思います。

審査請求をした議員3名に関して、その他の調査というのはございますでしょうか。

では、今回は審査請求をした議員に対しての打合せについては終了いたします。

対象議員への調査について

意 見

○内藤光雄委員 これから請求者の話を聞いてからということも一つ要因としてはありますけれども、今の段階では、これだけ特定の議員を名指しでの請求になっていますので、それに対して先ほどお願いした請求に至った証拠書類を見る中で、それについて該当議員の意見なり、事実確認といえますか、そこをしていく必要があると思いますので、呼ぶ必要はあるというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○金子広和委員 私も内藤委員と同様に、対象となっている議員からはしっかりとその辺のところは確認を、当然請求にも出ていますけれども、事実確認を第一に考えていますから、その辺はお願いしたいです。

○金子広和委員 当時の文教厚生委員会で請願審査を行ったと思うんですよ。その請願審査の議事録を一通りいただきたいんです。どのような発言をしているかということと。まずは、その辺を見ないと。

○広山清志委員長 プールの廃止しない、するところの請願の審査のときの委員会の議事録ですか。

○金子広和委員 委員会議事録。あと、本会議場も併せて。

(休憩)

○広山清志委員長 今、金子委員からありました委員会での議事録、そして本会議での議事録を配付するという形で意見ございました。こちらについてはよろしいでしょうか。

関係者への調査について

意 見

○金子広和委員 関係者としては、請願を出した請願者は関係者に当たるんじゃないかというふうに、私は感じています。

○大沢えみ子委員 今、関係者として当時の請願者の方というところはあるというお話でしたけれども、そちらの方に何らかの形でのお話なり、調査なりというのを求める、あるいは必要があるという認識なのでしょうか。

○金子広和委員 当然、ここで先ほどの資料請求を私もお願いしようと思いましたが、当時、請願者の方から資料で今の気持ちとか、今回の請願の流れですとか、そういったものをたしか議長の方に申入れが出ている資料があるはずなんです。ですから、こういうものを資料を請求しながら、当時の千葉議員にどのようなことがあったのかというような部分を含めて、説明していただきたいなというように思いますので、可能であれば出席を求めて、話を聞きたいと思います。

○広山清志委員長 議長への提出資料というのがありましたが、これは議長に提出を要求したいと思います。議長に既に提出したという資料については、議長に話をして、提出していただきたいと思います。

○笹本英輔委員 冒頭にも金子委員からお話がありましたけれども、基本的に内容として十分理解に届くものであれば、本人を呼んで説明を求める必要はないんじゃないかというような向きのご発言があったわけですが、だから同様にもしそういったところであれば、提出された資料の今の気持ちですとか、流れというところで、私どもがその資料を見て、なかなか理解に及ばないところであるとか、もう少し掘り下げたお話を聞く必要があると、この会で認めることがあれば、請願者の皆様にご足労いただきまして、ご説明いただくということで、だからまず来てもらうということがありきではなくて、まず私どもできちんと判断した上で、お声がけをさせていただくというような流れで審査すべきかと考えます。以上です。

○広山清志委員長 今、即決するのではなくてということでご意見いただきました。

順番的には後半に来ると思いますので、また後ほど決めるということも可能だとは思いますが。

○広山清志委員長 それでは、関係者の調査につきましては、確かに審査請求した議員、そして対象議員の話もまだ聞けていない状態で、内容までというのは難しいし、今、ありましたとおり、今日決めなくても後日で決めることは可能ですので、一旦これは保留というか、呼んだほうがいいよという意見もありましたけれども、関係者の調査については、また後ほど決めるということで保留とさせていただきます。ありがとうございます。

○広山清志委員長 それでは、次に第1項第3号では、対象議員に弁明の機会を与えなければならな

いとされておりますので、千葉議員の弁明の場をいつ設けるかについて、第2号に基づく調査の実施期間等を踏まえ、調整したいと思いますので、そこはお含みおきください。

○広山清志委員長 第4号は、先ほどご確認いただいたとおりで、次に第5号は、委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後も同様とすると規定されております。守秘義務につきましては、皆様には十分ご留意いただくようお願いいたします。

その他

○広山清志委員長 その他、次回以降の審査会スケジュールについてご協議いただきたいと思います。
あまり間を置かず、おおむね1週間に1回程度審査会を開催できればと考えております。皆様のご意見を賜ればと思います。例えばですが、毎週金曜日の午前9時から行うものも考えております。それについていかがでしょうか。

意見

○内藤光雄委員 曜日と時間の固定を否定するものではないんですけども、それぞれちょっと予定とかいろいろ入っているので、その都度調整をいただきながら、午前午後も含めて皆様のご意見をいただく中で、開催日を決めていただくという方法でお願いをしたいと思います。既に金曜日というのは、この後も予定が入っている日があるので。

(休憩)

○広山清志委員長 まず、日程調整をしたいと思います。

まず、全体としては4回開催して、4月中に審査を終了させていただければと考えております。そうすると、まず2回目につきまして、先ほどの案で4月4日午前10時と、この日は代表者会議がございまして、代表者会議が終わった後の時間というふうに考えております。まず、この時間についてありますでしょうか。予定としては代表者会議が終わった後という形になりますので、今のところ10時です。

もう一つは、ここについては申請された方をお呼びする予定ですので、その日程調整も必要だと思いますので、もし10時にその方との調整ができなかった場合、午後というのも考えたいんですけども、午後のスケジュールは皆さんいかがでしょうか。

ありがとうございます。4月4日金曜日につきましては、基本的には午前10時からというふうに考えておりますが、状況によっては午後からもありますので、それは請求者との打合せの上、早急にお知らせしますので、ここはご承知ください。

これで第2回目は大丈夫かなとは思いますが。

(休憩)

○広山清志委員長　今、第2回をお話をさせていただきましたが、基本的には第3回の審査は4月11日、基本的には午前、もしくは午後。そして、できれば第4回は4月18日、毎週金曜日と考えたいんですけれども、そこももう少し先ですので、日程調整はまた可能ですので、調整していきたいと思います。

日程については以上となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、次回審査会の協議事項については、本日の協議事項を踏まえまして、審査請求をされた方に対する調査等を行うということで進めたいと思います。詳細は正副委員長にご一任いただければと思います。

以上をもって散会。午前10時16分